

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月 鹿沼市

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	鹿沼市				民間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
合計	194人	50.7歳	328,400円	372,183円	—	—	—
清掃職員	83人	49.9歳	332,500円	394,088円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円
学校給食員	47人	52.6歳	326,600円	349,918円	調理師	44.3歳	259,800円
用務員	9人	55.6歳	282,900円	299,640円	用務員	53.9歳	227,200円
その他	55人	49.6歳	333,230円	370,135円	—	—	—

- ※1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
- ※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものの平均である。
- ※3 「民間」のデータは、賃金構造基本統計調査（厚生労働省）において公表されているデータを使用している（平成16年～平成18年の3ヶ年平均）。
- ※4 「その他」には、自動車運転手、電話交換手、印刷作業員、下水道作業員、道路維持作業員、環境パトロール員、調理員（学校以外）等を含む。
- ※5 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 職種ごとの年齢別の職員数

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
合計	0人	1人	1人	3人	10人	15人	15人	15人	29人	38人	52人	15人
清掃職員	0人	0人	0人	2人	6人	11人	7人	5人	12人	14人	17人	9人
学校給食員	0人	0人	0人	0人	2人	1人	3人	6人	2人	13人	16人	4人
用務員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	2人	4人	1人
その他	0人	1人	1人	1人	2人	3人	5人	4人	13人	9人	15人	1人

(3) その他給与に関する事項

① 給料表

行政職給料表（二）（5級制）を適用しており、国家公務員の行政職俸給表（二）（5級制）に準じたものとなっています。

② 諸手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当及び特殊勤務手当をそれぞれ該当者に支給しています。特殊勤務手当については、その特殊性の変化を踏まえながら適宜、見直しを進めていきます。

③ 昇給基準

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて4号給（57歳を超える職員は2号給）を標準として昇給することとしています。

なお、平成23年1月昇給までは給与抑制措置により3号級（57歳を越える職員は1号級）に抑制しています。

2 基本的な考え方

本市においては、国や他の地方公共団体、また、社会情勢及び地域事情を考慮しながら、給与制度の適正化に努めてまいりました。

今後も、国や他の地方公共団体、民間事業者との均衡に留意しながら、給与水準の適正化を図ってまいります。

3 具体的な取組内容

(1) 給与について

給料表については、平成18年度からの給与構造の見直しに伴い、給与水準を平均1.2%引き下げたほか、昇給・昇格についても見直しを行うなど、新たな給与構造への転換を図ってきました。今後も、給料及び諸手当をはじめ、適正な給与の改定を行ってまいります。

(2) 職員数について

技能労務職員については、これまでも技能労務職から行政職への任用替や退職者の不補充を基本に職員定数の管理を行ってきました。今後も、退職者不補充などにより適正な職員数の管理を継続してまいります。

4 その他

これまでも、調理業務やごみ収集業務等については一部民間委託を行ってきましたが、今後も、民間委託については、行政と民間の役割分担を判断し、可能な業務に関しては、技能労務職員の退職状況を勘案しながら、民間委託へ向けての調査・推進をしてまいります。